

## 「緊急事態宣言時に働く方々等の感染予防、健康管理の強化」について

厚生労働省より、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、それぞれの事業の特性も踏まえつつ、対策に適切に取り組んでいた  
だきたいとの要請がありましたので、要旨等をご連絡いたします。

対応の程、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1 労務管理の基本的姿勢

- ①ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、  
人と人の接触機会を極力低減すること
- ②出張による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること
- ③換気を徹底することや社内でもお互いの距離を十分にとること等を通じて、「三つの密」  
を避ける取組を徹底していただきたいこと

これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の（１）から（３）にご留意  
いただきたい。

- （１）テレワーク支援措置の活用
- （２）雇用調整助成金を活用した休業の実施
- （３）職場における感染防止の進め方
  - ①労働衛生管理体制の再確認
  - ②換気の徹底等の作業環境管理
  - ③職場の実態に応じた作業管理
  - ④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育
  - ⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと

#### 2 職場における感染予防対策の徹底について

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（別  
添資料 2）を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いた  
だきたい。

##### （１）職場内での感染防止行動の徹底 （換気の徹底等）

- ・ 必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>）を満たし「換気が悪い空間」としないために、  
職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・  
管理し、建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされていること

を確認すること。

- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上、窓を全開して換気を行うこと。複数の窓がある場合、二方向の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

#### **(接触感染の防止)**

- ・ 物品・機器等（例：電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。
- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。
- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

#### **(飛沫感染の防止)**

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持（1メートル以上）すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）こと。
- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 外来者、顧客・取引先等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取ること。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ・ その他密閉、密集、密接とならないよう、施設の利用方法について検討すること。

#### **(一般的な健康確保措置の徹底等)**

- ・ 疲労の蓄積(易感染性)につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮すること（例：出勤前や出社時等に体温測定を行うなど、風邪の症状を含め体調を確認する等）。

### **(2) 通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底**

#### **(接触感染の防止)**

- ・ 出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

### (飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の労働者の密度を下げる等の観点から、時差通勤のほか、可能な場合には公共交通機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。あわせて、適切な労働時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。

### 3 風邪症状を呈する労働者への対応について

高齢者、基礎疾患がある者、免疫抑制状態にある者、妊娠している者について配慮すること。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

#### ■「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」

次の条件のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者接触者相談センター」にお問い合わせいただきたいこと。

##### ① 一般の方（②及び③以外の方）：

- ・ 労働者に風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

##### ② 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が2日程度続く場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

##### ③ 妊娠中の方：

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が2日以上続く場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

以上